議会運営委員会会議記録

１　日　　時　　令和８年 10 月 23 日（金曜日）　午前 10 時 00 分開会　午前 11 時５分散会

２　場　　所　　第二委員会室

３　出 席 委 員　　東野、田原（洋）、田中、宮島、阿部、中村、保坂の各委員

４　欠 席 委 員　　なし

５　委員外議員　　古畑議長、池田、渡辺、関原、利根川の各議員

６　事務局職員　　磯貝事務局長、上野次長

７　本日の会議に付した事件

１　議会運営について

⑴　２常任委員会制について

⑵　ハラスメント防止対策について

２　その他

８　経過と結果

○東野委員長

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

欠席通告委員はありません。定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

オブザーバー議員の発言につきましては、委員の発言終了後、項目ごとに１回を基本とし、休憩中に発言の許可を求めてください。

本日の協議題に沿って進めたいと思います。

１　議会運営について

⑴　２常任委員会制について

○東野委員長

それでは協議題１（１）２常任委員会制についてを議題といたします。

今回委員会を開催させていただきましたのは、12月を目途、最悪３月を目途にですね、２常任委員会制度をしっかりと前に進めて実行していこうということで、決めていこうということでお話をさせていただきました。ＬｏＧｏチャットのほうにもですね、ご意向をまとめていただいて、少し皆さんとしっかり協議をした上で、納得の上で決めていきたいと思いますので、本日はご協力をいただきたいと思いますし、できれば今日形になったものを、これでいこうというところまで進めていきたいと思いますので、ご協力お願いしたいと思います。

会派に所属の方、そしてお一人の方、議会運営委員会いらっしゃいますけども、まず会派のほうでまとまったお話されたと思いますので、ご意見を賜りたいと思います。

○阿部委員

９月３日の資料、令和８年６月18日の資料でもあるんですけれども、総務建設常任委員会、市民文教常任委員会、この２常任委員会でというところで所管割が示されていますが、これに加えて、以前宮島委員もおっしゃっていたかと思うんですけれども、市民文教常任委員会のほうに消防と危機管理課を入れてやればいいんじゃないか。それに加えて会派のほうで話し合った結果、地域協働課も今、自治会関係、市民に密着した関係でありますし、また、鉄道、バスも地域協働課の関係なんですけれども、実際には観光の面も一面あるんですけれども、実際には今、地域協働課として力を入れてやっているのが、地域の足をどうやって確保するのかっていうところを強く押し出しているかと思いますんで、その点を踏まえますと、地域協働課も市民文教のほうに入れたほうがいいのではないかと。

よって、この６月18日の資料でございますが、市民文教のほうに、総務建設のほうから消防、危機管理課、地域協働課を移動させる案が良いのではないかというふうに、会派のほうでまとまりました。

○中村委員

うちのほうではですね、今ほど話が出た地域協働課なんですけど、どちらかというと大糸線とか交通関係が主なほうに目立つんですが、どちらかといえば、この設置目的は市民のコミュニティや公民館とか、そういうところが大きく関わるところではないかなという話の中で、それを市民文教のほうに入れてもいいのではないかなというふうに話し合っていました。

それから、今ほど出た危機管理課とも横のつながりが結構強くあるということなんで、危機管理課も併せて市民文教常任委員会のほうに設置できればいいんではないかという話合いをしていたところです。

○東野委員長

消防っていうのは、どんなお考えですかね。

○中村委員

消防までは、話正直言って出なかったんですけど、消防のほうはもう、どっちかっていうと総務のほうにという頭があったもんですから、消防という話までは出なかったんですけど、今ほど阿部委員のほうから話があったように、消防も併せてこっち入れれば、なおまとまりがいいのかなというふうには感じております。

○宮島委員

翠新クラブは、９月３日に既に考え方を提出しておりますけれども、９月３日の段階でも申し上げましたように、いわゆる４階、３階の課にですね、危機管理課は１階２階のグループに入れたらどうかというふうに考えてます。消防も同様です。

地域協働課については、我々の会派では、４階３階のグループのままということで、それ以上の話はしておりません。

名称についても、一応我々の会派では、いわゆる４階３階のグループは総務産業、１階２階のグループは文教厚生ということで、教育ではなくて文教という言葉にこだわりたいのと、市民よりも厚生という言葉がですね、国の省庁の名前になっていますように、文字どおり生活を厚くするという意味なので、単純に市民というよりはよろしいんじゃないかなということです。

○田中委員

名称のことについては特にこだわってはいませんし、これはあれでいいんじゃないかなと思っております。

基本的にこの資料の踏襲した考えの中において、前回の委員会のときに提案があった消防、危機管理課、今、市民厚生のほうに身を置いているものとしては、医療アクセスの問題等を含めて、一緒にやったほうが、こちらの立場からするといいのかなというふうには思っております。

また、元々示されております、こども家庭課あるいは学校教育課、こちらのほうも一緒に市民厚生のほうと一緒になったほうが、流れがスムーズだなと常々思っていたので、そんなふうにこの６月の案にプラス市民文教のほうに危機管理課と消防本部、消防のほうと危機管理はやはりセットでやったほうがいいんじゃないかなと思うので、一緒にやったほうがいいと思いますし、そういったことで考えておりました。

○保坂委員

私もこの９月３日の資料とか６月18日の資料の状態で、今の田中委員、阿部委員の言われた消防と危機管理課のほうを、この市民文教のほうに寄せていただいて、正直言って今悩んでるのがその地域協働課の交通の関係が、やっぱり阿部委員からもご指摘あったとおり、観光面とかそういう部分の取組み方がこれまでの見方だったんですけども、この路線バス、スクールバス、あと高齢者の医療、買い物っていう部分に特化したような取組をしていく場合に、私も以前言った公営のバスとかも視野に入れたようなことを考えたときに、その市民文教のほうに入れたほうがいいのかな。

ただ、観光面に関しての新幹線であるだとか高速バスであるだとか、そっちの部分はちょっとこっちのほうが本当は、産業のほうにあったほうがいいのかなっていうところが、ちょっと悩ましいところなんですね。

だから、この部分はまたちょっと皆さんのご意見で、また判断しなきゃいけないのかなと思っているんですけど、そこはちょっと本当のこと言うと、分離できればいいのかなというのが、個人的な見解であります。

それからですね、ちょっと角度が違うんですけども、一人会派とか意見聞く中で、やっぱり三つあった常任委員会を二つにすることによって、今までの委員会の中でも夜遅くまで議論することが

あったりして、今度二つになるともっとそのウエートが大きくなるんじゃないかっていう懸念の声がありまして、２常任委員会にするんであれば、日程の取り方もちょっと、これまで１回だったところを２回にするとか、あと何だろう、審議が深まりそうなものについては、もう最初から２日の日程取るとか、何かそういう調整をしていかないと、せっかく９人の議論が深まらないんじゃないかという懸念の声があったんで、すみ分けとはまた別の角度で、こういう２常任委員会での日程の取り方っていうのも少し考慮してもらって、今、世間ではワークライフバランスの関係もあって、残業等っていう、そういう時間をしっかり確保した中での、慌てて審議するんじゃなくて、しっかりそのテーマごとに審議する意味での日程の取り方っていうのを注意してもらいたいというご意見があったので、付け加えさせていただきます。

○東野委員長

これ本当、個人的な主観になるんですけど、やっぱり時間どおり丁寧にやっていくっていうところで、２日間開催っていうのもやっぱりね、可能な限り視野に入れていくっていう意味では、私も賛成です。

○田原洋子副委員長

私もですね、消防と危機管理課は切っても切れないので、一緒に、やっぱり消防の例えば救急車の件とか、例えば避難勧告とか避難行動とかってなると、やっぱり市民生活深く関わってるので、市民文教のほうに移動させたほうがいいかと思います。

あと、地域協働課をつくった理由が、やっぱり地域コミュニティだったりとか、バス路線の件とかという話がすごく色が強いので、そうなるとやはり市民の生活に直結する色合いが多いんであれば、市民文教に持ってきたほうが、コミュニティとか地域のとか、市民に直結する分野っていうふうになるとは思います。

○東野委員長

おおむねですね、翠新クラブから出ました、消防と危機管理課を市民文教のほうにという意見は、おおむね皆さん一致してるのかなというふうに感じました。

この地域協働についてどうしようかっていうところで、今もうちょっと協議しなきゃなっていうふうに感じております。

そういったところで議長、ご意見あればお願いします。

○古畑議長

消防とさ、危機管理課がセットだとかっていうのはもうそのとおりでね。

ただ、もう一つセットがあるんだよ。危機管理課と総務課なんだよね。

これ総務課がやってきたことを危機管理課、この間から危機管理課さあ、あなた方何やってんのって、やっぱり聞いてるんですけどね。

でもそれは、危機管理するための会議をするんだとか、いざ有事のときに動けるようにって言ってるけど、有事がないとき何やってんのって、やっぱり聞くところなんですけど。

で、やってることはさ、かつての総務課がやってることなんだよね。そこは分掌事務がしっかり分かれたのかなと思うんだよ。それがしっかり分かれてるなら、皆さんおっしゃるとおりね、そっちのほうに行ってもね、全然いいのかなと。

生活に密着型と企画型というのは、やっぱり二つに分けたほうが、いろいろ整理ができていいね。

委員長にはよく話すんだけど、何はともあれやってみようよというところでの青写真も、第一歩目だから、おかしかったらまた直していけばいいんで、今のところ、それで皆さんのおっしゃるところでいいかな思います。

○東野委員長

その地域協働課についてですけど。皆さん、もうちょっと深く。本当に観光っていう視野でいくと果たしてどうなんだろうっていう。

ただ、このネーミング見るとどうなんだろうっていう、課のネーミングですよね。やっぱり市長もそういった意味で、所管はあれど、市長の方針でこういった課を設立した経緯もございますので、その辺のマッチングも踏まえた上で、これも慎重に決めていきたいなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○宮島委員

翠新クラブでは、地域協働課のあり方というのは十分協議してないんですが、今皆さんのお話を聞いた中で、私感じるところは、地域協働課の所管を見ましても、市民にかなり直結する分野が多いんですよね。

ということは、やはり市民の管轄の常任委員会に入れたほうがいいんじゃないかっていうふうに、私個人は思います。

○田中委員

自分も先ほどお話した１回目のあれとほぼあれなんだけど、地域協働課のことに関しては、今回市民厚生で行政視察行ったところ、例えば倉吉市にしましても、脱炭素で説明を受け調査に行ったところが、入口が公共交通から入ったりして、ちょっと戸惑ったけど、やはり話聞いてみると違和感がないなというところもあって、先ほどから委員が言われてるような、市民とのコミュニティも絶対大事だし、もちろんそれが入口なんでしょうけれども、今言ったような、脱炭素の部分、いわゆる今までの市民厚生のほうの分野においても違和感なく話が、またあるいはそういったのはこれから検討してやはり、研究していく必要があるかなと思っているので、地域協働課に関しては市民文教もいいんじゃないかなと思います。

○阿部委員

重複するんですけれども、やはり地域協働課、交通と市民に寄り添ったっていうところで大きく二つあるんでしょうけれども、やはりまちづくりであったり、自治会、公民館っていうところのほうのウェートがかなり大きい課だと思いますので、それ言い出すと、いっぱいいろんなとこが、こっちはあっちはっていうのになるんですけれども、先ほど議長おっしゃったように、まず一回やってみて、観光のところはそうですね、観光が関わってくるかなというのが１個地域協働課にあると思うんですけれども、観光のほうはしっかり企画、先ほど議長の言葉を借りるのであれば、企画の

ほうをしっかり組んで、それを動かすっていうのは、地域協働課のほうに回すっていうような感覚なのかなというふうに思いますので、一旦やってみるってのがいいんじゃないかなと思います。

○中村委員

うちの会派だと、地域協働課をそっちへ移したほうがいいんじゃないのかっていうところから始まって、危機管理課と併せたほうがより一層いいんではないかっていう話にはなってきたので、できれば地域協働課はこっちの市民文教のほうに入ったほうが、より動きやすいんではないかなという話をさせていただきました。

ただ、先ほど言いましたように、消防まではちょっと話がいかなかったんで、今の話聞くと消防も併せてのほうがいいような気はします。

○田原洋子副委員長

組織図、もう一度地域協働課確認しますと、例えば、バス路線の確保だけではなくて、地域住民の有償運送とか、公共交通とかの協議会、それから地域おこし協力隊っていうのはかなり地域に入ってるので、そちらのほうも所管してます。

ですので、やっぱり自治会とか、その地域に関わるほうの市民文教のほうに入れたほうが良いのではないかと思います。

新幹線とかがあるので観光等あるんですけど、それは観光課もありますし、独立して、今回は地域協働課は一旦こちらのほうに入れて、と思ってます。

○東野委員長

それではだいぶ意見も出尽くしましたようなので、お諮りしたいと思います。

まず６月18日に所管割という資料を提出させていただきました。その中で各委員会においていろいろご意見賜ったところ、本日までにご意見をまとめてきていただきたいということで、それぞれからご意見いただきました。

その中で、ただいま出ましたのが、消防、危機管理課と地域協働課が総務建設常任委員会のほうに配置されておりますが、この３課を市民文教常任委員会のほうへ移行したいということで意見の一致を見ております。

これで進めていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

そのように決しました。

それではまた事務局のほうとですね、調整しましてですね、次の議会のときにはこのように進めているということで、示したものを、しっかりまた手続きを踏んで、また準備のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○宮島委員

２常任委員会の名称なんですけども、それはきちんと皆さんで協議されたほうがいいと思います。

○東野委員長

名称なんですけども、今の段階でお考えありますか。

○宮島委員

翠新クラブでね、市民文教の名前どうなのかなっていうふうに思った原因は、通常、略しますよね、市民文教を略すと市文になっちゃうんですよ。市文って辞書で引くとですね、内容や精神を伴っていない中身のない空虚な文章というですね、あるいはもう効力がなくなった文章という、あまりいい意味ないんですね。そういうニュアンスのある略称よりは、よその自治体でよく使っている文教厚生のほうが望ましいんじゃないかな。その名前はいたるところで使ってるようです。

同じくですね、よその２常任委員会を採用しているところの名称を調べたところですね、もちろん総務建設というのもございますけれども、総務産業っていうのが非常に多いんですよね。ですから、建設っていうよりは産業のほうがより広く捉えることができるんじゃないかなというふうに思いました。

○東野委員長

今ほどですね、宮島委員より、かねてよりご提案をいただいておりました名称についてでございます。市民文教という文言、略すとちょっと相性が悪いっていうことで、ご提案いただいたのが、文教厚生ということでご提案いただいております。もう一つが、総務産業ということで、これについてご意見あれば。

○阿部委員

いいと思います。

○東野委員長

委員会の名称についても、このように進めていきたいのでよろしいでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

そのように決しました。

それでは２常任委員会については、また手続きも含めて、ちょっと事務局と正副のほうで進め方また決めていきたいと思いますので、対応よろしくお願いしたいと思います。

○古畑議長

言いたかったことは半分ね、出ました。

宮島さんにはね、論議のときにちゃんと、協議題になったときにもうそれは言ってもいいことで、終結してから言うのはなんだかな、私も思います。そこはちゃんとね、堂々と発言してほしい。

もう一つやっぱり確認事項は、日程なんですけど、今それでいいってことになると、12月議会で条例変更かな、それやっていかなきゃ。その段取りについてはちゃんと考えてるのかな。

○上野次長

今正式に決定って形になれば、12月ないしは３月で条例改正の議員発議という形になると思いますが、手続きした上で、改選が６月に控えておりますんで、そのタイミングで２常任委員会になるという形での条例改正になります。

○古畑議長

６月スタートで来たから、６月までっていう考え方もいいけど、12月にやっておいて委員長、副委員長、まあいいか、そこはやると面倒くさいから。

○東野委員長

それでは２常任委員会制についてはご異議なしと認め、そのように決しました。

⑵　ハラスメント防止対策について

○東野委員長

それでは協議題１（２）ハラスメント防止対策についてを議題といたします。

添付資料のほうですね、ワーキングチームのほうから資料が付いております。膨大な資料になるんですけれども、お目通しいただいたことと思います。

今までちょっと進めていく中で、なかなか進んでいかなかったことも踏まえて、今回協議題に載っけさせていただいたんですけれども、ちょっと振り返ってみますと、実際ハラスメント防止条例を作りました、ハラスメントに関する事案が発生しました、しかしながら、修正が必要な部分が出てきたということで、そういう項目もあったんですけども、今の段階、政治倫理規則と条例どちらを適用するかっていうところで、その選択があって迷いはしたんですけども、ハラスメント事案については対応ができたという背景がございます。

そういうところで、今後混乱しないように、ハラスメントの事案については全会一致でハラスメント防止条例っていうことできておりますんで、ハラスメント事案をハラスメント条例一本で運用できるように作り上げてほしいということで、ワーキングチームのほうに依頼をしましたところ、きちっと整理していただいたものが今手元にある資料でございます。

そういった中で、もう本当に今後はハラスメント事案が起これば、ハラスメント条例一本で運用していただいて、ゆくゆくは規則にある文章をもう削除できるような状況にまで完成させてから、規則のほうを削除してくっていう、ハラスメントに関する文言を削除していく、そういう流れで考えております。

そういった中で、ちょっと中身についてちょっと見ていただくと、あそこが足りないか、もうちょっとここ付け足したほうがいいんじゃないかとか、ご意見あろうかと思いますけども、資料について今一度ですね要約していただいて、ちょっと説明を、ワーキングチームのほうからいただきたいと思います。

○保坂委員

今の総論的には委員長のほうから報告があったとおりでございます。資料、宮島委員のほうから作成していただきまして、まとめてありますので、ポイントだけちょっとご紹介しながら説明させていただきます。

まず１ページ目の表、一番上のところですね、四つに分けて構成されております。これまでの当市議会のハラスメント防止に関する取組、また現行の糸魚川市議会ハラスメント防止条例と改正案の比較、改正案と削除、一部改訂、追加した内容、４番目にはハラスメントに関する国の法整備の歴史とあります。

今ほど委員長のほうからありました、表１についてはこれまでの経過がありまして、今回表２ですね、今回の問題点となった部分については、現行の防止条例のところのその中に、課題になってることが列記されております。

①でいうと、議員によるハラスメントの適用範囲に、ハラスメントが行われた時間、場所、時期についての記述がなかったということで、それに対する改正案を載せてあります。

それからですね、②ですね、議長の責務としてハラスメントの調査を、正副議長と議運の正副委員長で調査と確認をすることになっていたものについては、審査委員会の運営で対応するというようなことに変えております。

次のページ読んでいただいていいと思います。今のところ、特徴的なのはそこになります。

それからですね、２ページの上から３段目ですね、⑥悪質なハラスメントに対する措置が防止条例には明示されていなかった。政治倫理規則にある政治倫理審査委員会によって審査されるという共通認識はあったが、明文化されていなかったと。これについては、ハラスメント防止条例でも政治倫理規則と同様に辞職勧告をすることができるようにしているという特徴がございます。

表３についてはちょっとスルーします。

表４、ハラスメントに関する国の法整備の歴史。私もちょっとここ大事だなと思ったの、地方自治法の中にですね、ハラスメントというよりも、この議員の原理原則というか基本の中に、この129条から133条があって、これが非常に大事だなと思ってまして。

特に131条かな。議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は議長の注意を喚起することができる。132条に、議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。いわゆる個人攻撃的な、あと容姿であるだとか、あと感情的な部分についても、ここにしっかりうたってあるので、これは非常に大事なので、この資料として列記させていただいております。

あと133条は、普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができるっていう、こういう大前提があるのと、あと時代の流れでは男女雇用均等法が入ってきてるのと、10月からでしたかね、カスハラについても、国の企業に対してもそういうものがもう義務付けされてきてますんで、そういった流れがあって、男女雇用均等と労働施策の中での、そういうハラスメント防止の流れがあるということでございます。

それから、次の７分の１になりますかね、修正版のところでは、この新というところをちょっと見ていきますと、７分の１のところでは、下から２段目ですね、基本理念のところ、太字書きさせていただいております。

第２条ハラスメントの防止及び根絶は、次に掲げる理念に基づいて行うものとすると。１ハラスメントをしない・させない・見逃さない。これはこれまでどおりであります。２被害を受けた者の人格、尊厳、プライバシー及び意思を尊重する。３相談者及び関係者に不利益な取扱いをしない。４ハラスメントの認定にあたっては、公正中立かつ適正な手続きを確保する。５正当な議員活動、政策論争、質疑、討論、批判及び意見表明を不当に萎縮させない。これも大事なものだと。ハラスメントと言われるからといって、発言が制限されるようなことはあってはならないので、議論はしっかり深めるようにしていくということでうたってあります。

それから隣の２分の２ページの赤字の部分。これ新って入ってますけども、適用範囲なんですけども、元々第３条、現行のほうは議員間又は議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用するということで、それを踏襲した中で、２番３番で新しく赤字で入れてあります。２のほうが、この条例が適用されるハラスメントが行われた時間や場所については、これを特に限定しないと。３この条例が適用されるハラスメントは、条例改正後に発生したものとするというふうに、期限を区切ってあります。

それからですね、７分の３の上段の、これも新が二つ書いてあります。これ議長職務代行というところで５番ですね。前項のハラスメントに該当する恐れがあると認められる行為をした議員が議長であるときは、副議長に報告しなければならない。この場合において、第６条から第14条までの規定中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。６は、議長及び副議長が当該行為を行った議員であるときは、当該行為を行っていない議員のうち、在職の期数が最も多く、かつ年齢が最も高い議員がその職務を行うと。これは前回の実際の例があったことを踏まえて、こういうルールを付けてあります。

それからちょっと変わったところでいきますと、７分の４ページの上段のところに、改になってまして、赤字で入ってるところですね。２議長はハラスメント防止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備、議員のハラスメント防止についての認識を深めるための研修会の開催、ハラスメントの状況や防止の要望を把握するための年１回のアンケートの実施、及び人工知能、ＡＩを使ってですね、ハラスメントの評価の導入を図らなければならない。これはＡＩを使うと書いてありますが、ＡＩを絶対視してるわけじゃありません。どうしても私達の見解になると、個人差とか主観が入ってしまうので、その平均的、一般論的に判断する上でのＡＩの活用という意味ですので、ＡＩを絶対視してるわけじゃありませんので。ただそういったもので客観視していくためということで、人工知能のところをあえて入れさせてもらっております。

あと後段全部読んでいくと、ちょっと時間かかるので省きますけども、７分の４ページ３番のところの項目が６項目あるんですけども、ハラスメント防止の研修の実施の状況とか、アンケートだ

とか相談件数、これ要はハラスメントゼロを目標としているので、こういったデータをしっかり取っていって、その推移を見ていくというところで、あえて書いております。

あとはちょっとこれは、皆さん新しいところは読んでいただければと思います。

最後のページで、７分の７の審査対象に議員に対する措置ということで、これもちょっと明確に書いてありますけども、第14条として、議長は11条第１項の報告書を受け、この規則に違反する行為があったと認めるときは、対象議員に対して次の各号に掲げるいずれかの措置を行うものとすると。⑴この規則を遵守するため指導・助言・注意あるいは警告することって元々あったんですけども、この⑵再発防止の方策や覚悟が明示された誓約書を提出させることと。要はしっかり書いたものを出してもらうと。⑶ハラスメント防止の研修を受講させること。結構厳しい口調になってますけども。⑷直近の市議会定例会において謝罪させること。要は反省しないと意味がないということで、やっぱり公にしていくということです。

あと、一番下、改ってあります⑺前６号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行う。どうしてもケースバイケースになったりとか、その同じ物事であっても度合いがあるので、それはそこまた議長のほうで判断してもらうような形になりますので、そういったものを付け加えさせてもらいました。

非常に皆様には長時間お時間いただいて、ワーキングチームとさせていただきました。これも絶対視するつもりはありませんけれども、なからこの形でお認めていただければ、そういう条例改正に進めていきたいと思っておりますので、これについてもまた忌憚のないご意見、ご提案いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○東野委員長

今ほどですね、ワーキングチームより作っていただきましたこの条例の改正案について、ご説明いただきました。

いわば実例を踏まえて条例で足りなかった部分をしっかりと補足していただいて、これ１本で運用できるものということを意識して作り上げていただいた条例案でございます。

そういった中で、本当にポイントになる部分っていうのが、特に赤字の部分もそうかなとも思うんですけども、まずこの直して、修正していただいたこの条例について、また総論的なご意見でも結構でございます。委員会のほうからご意見を賜りたいと思います。

またこれを正式に条例として文章にしてくとなりますと、もちろん事務局のほうからですね、しっかりとこの表現の仕方どうかとか、そういった問題が縷々出てくると思うんですけども、このように進めることになれば、しっかりと修正させていただいて、また議員発議になると思いますんで、またそのタイミングにしっかりと修正したものを委員会にご提示したいと思っております。

○古畑議長

一番最終ページ、７分７のページのところにあるね、いわゆる対象に対する措置なんですけどね。

これやっぱりさ、どうするかな。⑴ぐらいをさ、ハラスメントの何ていうか結論として、議長とかハラスメント委員会が行うということだね。

で、言うこと聞かなかったと。俺はやってないっていう場合はさ、そのときこそ政倫審のほうの開催を求めて、そこに委ねればどうかなと思う。

そうすると、ハラスメント条例と政倫審のね、役割ってのは明確になる。

自分としては政倫審のほうがより厳しく明確にできるものというふうに思っているので、それはやっぱり議会、ハラスメント自体は個人的な問題なんだけども、やはりそれはハラスメントの審議を経た後、これは由々しき問題だと、議員としては恥ずかしい行為じゃないかと、あってはならないことだと、非常に重く見た、これは単なるハラスメントとは言えないよっていう場合は、やっぱり上に上げるって。

そこで何ていうか、二つの条例がね、基本条例となんかうまくいけるんじゃないかなと思う。

政倫審の前の委員会、だから軽いっていう意味じゃないけど、そうしたトラブルを未然に防いでくれるような扱いにすればいかがかなって。そこで立ち位置をしっかりね、すればいいんじゃないかと。

それからね、６ページのさ、人工知能による解析、評価、判断って、これ参考にすることができる、できる条例だからさ、いいのかなっていう感じはするけど、まだねＡＩだとか何とかに頼るには早いところがあるね。裁判所の裁判官がＡＩだったとかっていうのは、やっぱりショックだよね。そのほうが公平な答えが出るのかなと思っても、何となく納得できないところがあるんで、これは参考なんでね、ＡＩなどとかね。せめて、など、参考にできるようにしておけばいい。

個別判断だとかいろんなことをさ、データにして入れてＡＩに判断するというと、人間の機微だとか、そこに至る情景みたいなものが判断できるわけはないんで、わけはないっていったってできるようになるんだろうけど、ＡＩについてはさ、今世界中で論議もしてて、どこまで信用できるかっていう問題もあるんで。

だからはっきり公正で中立だっていうところがだんだん揺らいできてるんでね。入力の仕方でどういうふうに変わるか分かんない。あくまでも参考という意味でね、入れてくれたんだろうと思うけど、そのような実例もないんでね、ＡＩに諮ったっていうことがないんでね。その辺を。

それからもう一つね、これやっぱりハラスメントのさ、防止条例を作って審議委員会を作った。

この間もさ、近藤議員に対する辞職勧告決議案もやったけど、議長の判断ってのもやっても全く従わない。これどうすればいいんだって市民からも、どう結論出すんですかって。

今回は、しかもそれに対して反対したっていうさ、今度はクラブの意向だってさ、まだ正式に聞いちゃあないよね。

ただ本人が辞めないって言ったから、辞めない以上一緒にやっていきますっていうだけだったけど、やっぱりさ、もうちょっと政倫審まで作って、議長が判断して、その判断に従わないっていうことで、今度は議会のほうが決議をやって、やっぱり可決したわけだから、可決したけど、俺辞めないから関係ないねとか、彼一緒にやるっていうから、クラブ一緒にやっていきます、今度また一緒に市外調査してきます。何なんだこれと思うね。

ちょっと議長としましてもね、議長の権限も議会の権限もへったくれもないなと。

だからさ、決まりを作っていくのはいいけどさ、もう仏作って魂入れずってよく言いますけど、何かそういうところがさあ、自分も今回の件でもう納得できないっていう、もう12月で１年経つんですけど、結局決めたって決議したって、何したって議員がそれを認めなかったら全く関係ないのって感じだね。やったらやり放題っていう。

全国的な議員のトラブルによる辞職みたいなのが相次ぐけど、結局それを追い詰めてるのはさ、マスコミであって市民じゃないの。もちろん市民の声を代弁するのが議会だからさ、これでいいのかっていうことについて、それぞれの議会も頑張ってくれたと思うけどさ。何らかのさあ、この議会の決定だとかハラスメントの審議会に反対した場合とか、議会で決議したときに対してそれに従わないとか、今の現行法だとそこまでなんだけど、これやっぱりそれ以上の、その場合はこうしてくださいとかさ、その場合はこういう措置を取るとかしないと、決まりは決まってもさ、決めても、それを守らない議員でさ、守らなくても処罰なしっていうんならさ、作ったって意味ないじゃん。

ここしばらく本当にジレンマでさ、イライラしてるんだけどね。

その辺についても、今結論出せっていうことじゃないけど、どっかでハラスメント条例にするのか、基本条例のほうで盛るのか、何かもう一歩ね、もう一手。

本人が辞めないっつったらそこまでだねっていう決まりなんだよね。

全国的にもそうなんだけど、全く納得できないんで、糸魚川方式でもいいから何かできないかなという、出席停止何か月とかさ。議会ってのは、市民から選ばれてるんで、とてもその辺は難しいんだけど。

あとそれをかばったクラブのさ、意見表明とかさ、何か求めるべきだと思うよね。ちょっと皆さん考えてくださいね。

○保坂委員

今、議長のほうからご指摘あったとおり、ハラスメントであろう政治倫理違反とか、政治倫理にそぐわないものがあった場合のその処分というか、そういうものについては、もう議論する段階に来てるのかなと逆に思います。福岡県議会の様子見てても。

今回何でＡＩを入れたかっていう理由は、一方では、議会のその体制が、例えばハラスメントだとか政治倫理を違反する人間が出たときに、多数派にいる場合、あと少数派にいる場合によって結論が変わってしまうことが、やはり恐ろしいというか、怖い部分かなと思ってまして。それで客観視したときの、一応その参考にする事例としてＡＩに諮って、一般論としてはどうなんだろうという、物差しとしての提案であります。絶対視してるわけじゃありません。

だからそういった意味でも、今、政治家の政治と金の問題もそうでしょうし、あとハラスメント的な倫理観についてもそうでしょうし、場合によっては一定の、議会人事における更迭であるだとか、あとそういったところも何か検討していかなきゃいけないのかなと。

あと辞めさせることができないといっても、たまたま議員は４年間の任期というのがあって、今回すごく思ったのは、当選して間もなく、そういう違反とかした場合と、もう３年半ぐらい経ってからやった場合に、何か辞職するにも考えてみれば価値って全然違うなと思って、市民からまた報酬をいただいているその義務を、権利もあるけど、義務も負ってるっていうところの物差しが、ち

ょっと現行では緩いのかなと思ってまして、それはまた糸魚川市議会の議会運営委員会としても、ちょっと調査していく価値があるかと思いますので、ちょっと話がハラスメント防止条例と少し角度がずれるんですが、もう現実にあったことなので、今回議会でも初めて、歴史上初めて辞職勧告までいった事例があるので、これを何ていうか、ないがしろにするんではなくて、やっぱり私事として皆さんも真剣に受け止めて。

あと委員会の運営の中でも、やっぱり質疑を聞いてても、説得力のある質疑ができるかどうかっていう部分でも、実際やってて違和感を感じてるのもあります。やっぱり約束守れやって行政に言っても、自分は守れてるかどうかっていう部分も、やっぱ考えなきゃいけなくなっちゃいますし、あと市民との対話の中でも、仕事をさぼっていった人間にいろいろ何か質問されても、何かなみたいになってしまいますし、やっぱ外見も悪いっていうか。

議長が悩まれてるのは、やっぱその処分に対する権限が、本当に辞職勧告で終わってしまうというところで非常に悩まれてるんで、そこは皆さんもいつそういう立場になられるかもということも考えて、ちょっと真剣にそこは、ケースは違うけども、議員の処分であるとか、そういう条件を付けていくとかっていうところは、議論すべき時期に来てるんじゃないかなというふうには思いますので、一応あえて公の場で意見として述べさせてもらいました。

○宮島委員

保坂委員から説明がちょっとなかった部分、ちょっと補足的に説明させていただきます。

７分の４の中段ですね。第７条審査の請求ということなんですけれども、現行の政治倫理規則にも、審査の請求は議員定数の６分の１の議員の連署、これあります。ただ、⑵ですね、政治倫理規則にもない条文なんですね。読みますと、行政執行機関にあっては、理事者（市長、副市長、教育長、政策監、教育次長、消防長）の２名以上の連署をもってする者。こういう行政機関の２名以上の理事者による審査請求もできるようにしたと。

これが政治倫理規則からちょっと一歩進んだ内容になっていますので、補足的に説明させていただきました。

○東野委員長

これを見て思ったんですけど、教育次長と消防長、政策監もそうですけど、理事者ですかね。

○宮島委員

調べたところ、理事者ということでした。

補足です。

７分の７の第14条なんですが、審査対象議員に対する措置。最初の項目にですね、次の各号に掲げるいずれかの措置を行うものとするとあります。

いずれかの措置というのは、一般的に理解すると、⑴から⑺までのどれか一つっていうふうに捉えがちですよね。私もそう思ってましたが、こういう条例の文章では、いずれかの措置っていうのは、全部でもいいわけです。どれか二つでもいいし、それから三つでもいい、補足的に説明させていただきました。

先ほど議長からですね、ハラスメント審査委員会から、さらに進んで政治倫理審査委員会でまた審査したらどうかというようなことなんですが、ワーキングチームでいろいろ考えた中で、ハラスメントも政治倫理規則違反の一つなんですよね。その一つを特化してハラスメント防止条例で取り扱うということですから、どっちの委員会が上とか下とか、そういったことはないというふうに私達は思っています。補足です。

○東野委員長

議長おっしゃるのは、その中で例えば勧告の決議とか、そういう結論が出る可能性もあることを踏まえて政倫審っていう委員会に変えたほうが格上げって言い方適切じゃないですけど、そういう権能のことをおっしゃっていると思うんですけど。

○宮島委員

第14条の⑹に、離職勧告を行うことって書いてありますよね。

ですから、措置の点では、政治倫理規則と今回のハラスメント防止条例の改正案は、全く同格であると、内容的にはかなり細かく、例えば研修を受けるとか、誓約書を出すとか、またさらに細かく踏み込んでますので、決して今回ご提案してるものが、政治倫理審査委員会よりも下の立場だと、そういうことは私達はないと思います。

同格でハラスメントについてはこれでやると、そういう位置付けだと思っています。

○古畑議長

私が言ってんのは、既にあるもの、基本条例とかあるものに対する整合性を言ってるんですよ。

これだけを全部独立させるっておかしいでしょ。

やっぱりハラスメントについての相談はさ、もっと気軽でいいと思うんですよ。こういうことをやられたんですけどどうなんですかって。私は納得できませんって。本来ならそれを、議員間のやつは議長さんが中に入って、まあまあそう言わずにうまくやれやと、ちょっと謝んなさいやって、普通終わってきたことなんだよ。

それが、だから今回みたいに、正副議長それぞれ絡んじゃって、ハラスメントみたいなことが起こってしまって、議長、副議長それぞれやってるんならさ、誰がやるんだっていうことでこのハラスメントのほうが、議運のほうでね、みんな話し合ってきたんじゃないですか。

それから今度、こういう条例、ハラスメント条例そのときはできてなかったけどね、作っていこう、やっぱり必要だねって話になってきたんですよ。

だからね、何回も言うけど、議会が委員会の中で起こったことだとかについてはさ、やっぱり政倫審でやって、それ以外のことについて、プライベートの時間だとか、そういうところの中であったセクハラだとかカスハラだとか、あったことについては、下とか上とかって言うけど、ちょっと悪いけどそのハラスメントの条例の中でちょっと聞いてくださいよっていう感じでいいと思うんだよね。

だから２段階に分けることがやっぱり大事なほうだろう。じゃなきゃ一つでいいじゃない。いくつも作らなくたって。

だから、そういう意味じゃさあ、そこまでやるのって話になりますよ。じゃあ政倫審いらないんじゃないのって話になる。じゃあ基本条例もいらんかって話になりゃせんですかって。

一応先にできたものについてはさあ、それだけの配慮だとか整合性取らなきゃ駄目でしょう。

○田中委員

まずはこれだけのボリュームのものを、委員の皆さん本当にこれ作っていただいてありがとうございました。

特に異論があるわけではないし、まだもうちょっと踏み込まなきゃいけないなっていうところもあるんですけれども、ちょっと一点だけ気になっているのが、７分の４のところですか。一番上の２になっていますね、改正案のほうでは。

気になる一点は、人工知能ですね。なるほどなとは思ってるんですけれども、その最後は元のほうは努めるものになっているところが、図らなければならないというふうに、ちょっと強い感じがするんですけれども、自分自身が人工知能っていうものに対して、まだよく理解できてない面もあるって言われたらそれまでなんですけれども、図らなければならないとなると、ちょっと強すぎないかなと。前のほうの努めるもののほうが、まだ自分としては受け入れやすいなっていうふうに思ったもんですから、皆さんの意見もまた伺いたいなと思います。

○東野委員長

７分の６のほうは優しいんですけど、７分の４のほうは図らなければならないということで、確かにそうですね。この辺の整合もちょっと取らないといけないと思います。

○保坂委員

言葉につきましては、またちょっと協議させてもらいたいと思います。

で、趣旨とすれば、先ほどビジョンのところで答えたとおりでありまして、そのときの構成する委員の力関係が、福岡県議会みたいな場合もありますんで、数の論理で押されていくと困るので、その一つの物差しとしてＡＩというものを活用したらどうかというのがワーキングチームの趣旨でありまして、ならないっていう言い方したのは、やはり少し大勢に負けないように釘を刺せるとか、一本竿を立てられるようにということで、ちょっと言葉がきつくなったので、ここはまた皆さんの言葉の選択をしていただいてですね、馴染むような形にしていただければと思います。

この言葉にこだわりを持ってるわけじゃありませんので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○阿部委員

ありがとうございました。

この条例の改正で、実際に事案が起きたときにどうやって流れていくのかっていうのが、正直まだイメージが湧いていないというか、本当にいろんな事案があって、いざそのタイミングになったらこれで対応できることもあるだろうけど、ここが不足してるねっていうことも出てくることもあるんだろうなっていうのを想定していますが、やはりこのハラスメント防止条例っていうところが改正されていったりブラッシュアップされていく中で、やっぱり自分たちの意識をちゃんと変えていって、議論を深めることは大切なんですけれども、進め方っていうのはやっぱり、時代も変わっ

てきたなっていうのを私自身もすごく感じるので、全議員がそういった心を持って、恥ずかしくない発言であったり行動っていうところを、今一度心に落としていくっていうところが重要なのかなというふうに思いました。

すいません、感想みたいになって申し訳ないです。

○東野委員長

皆さんいかがでしょうか。またこの文面については、先ほど申し上げましたとおり、しっかりと言葉の表現であったりだとか、言い回しだったり、そういったことでチェックしていかなければならないと思っておりますので、特に今ほどいただいた意見みますと、人工知能ＡＩの部分の表現の仕方について、あと議長からいただきました、政倫審に関わりしてっていう部分の、段階を踏んでっていうところの考え方と、それについておおむねご意見いただいたのがそれぐらいかなと思うんですけども、それについてはしっかり協議していく上で完成させていきたいと思います。

そのように進めたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

そのように決しました。

ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

２　その他

○東野委員長

次に協議題２その他についてでございます。

まず市外調査についてでございます。

以前ですね、ＬｏＧｏチャットのほうで、視察先のほうが栃木県那須塩原市と東京都立川市ということで、目安つけまして、段取りしましたので、来年の１月の18日と19日、18日が栃木で19日が立川市ということで進めたいと思いますよ。

そのように進めていきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

そのように決しました。

なければ２その他を終結いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

本日の委員長報告については口頭報告とし、文案については正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長